市からの連絡帳

届　出

■住民基本台帳閲覧の利用状況

住民基本台帳法第11条第３項および第11条の２第12項に基づき、平成20年４月１日～平成21年３月31日までの住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。閲覧の詳細については、市HP、情報公開コーナー（両庁舎１階）でご覧ください。

❖住民基本台帳法第11条第１項による閲覧（国または地方公共団体）…34件

❖住民基本台帳法第11条の２第１項による閲覧（個人または法人）…43件

～住民基本台帳法の改正により閲覧制度が平成18年11月１日から変わりました～

何人でも閲覧請求できるという従来の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に留意するとともに、公益性が認められる場合に限定した制度として再構築されました。これにより、営利目的のダイレクトメールなどの閲覧は禁止されました。

□改正の概要

⑴閲覧は公益性が認められる場合に限定されました。

⑵閲覧した情報の利用目的、管理責任等を明らかにする必要があります。

⑶偽りその他不正な手段による閲覧や目的外利用に対する制裁措置が強化されました。

◆市民課 田（☎460－9820）

■地上デジタル放送チューナーの給付

総務省ではＮＨＫの放送受信料が全額免除の世帯に対して、地上デジタル放送を視聴するために必要最低限の機器の無償給付などを行う支援を開始します。詳細については、決定次第お知らせします。

対①生活保護世帯など　②市町村民税非課税の障害者世帯　③社会福祉事業施設入所者

申ＮＨＫと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。早めに契約手続きをお願いします。

問総務省地デジコールセンター（☎0570－07－0101）

■住民基本台帳閲覧の利用状況

住民基本台帳法第11条第３項および第11条の２第12項に基づき、平成20年４月１日～平成21年３月31日までの住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。閲覧の詳細については、市HP、情報公開コーナー（両庁舎１階）でご覧ください。

❖住民基本台帳法第11条第１項による閲覧（国または地方公共団体）…34件

❖住民基本台帳法第11条の２第１項による閲覧（個人または法人）…43件

～住民基本台帳法の改正により閲覧制度が平成18年11月１日から変わりました～

何人でも閲覧請求できるという従来の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に留意するとともに、公益性が認められる場合に限定した制度として再構築されました。これにより、営利目的のダイレクトメールなどの閲覧は禁止されました。

□改正の概要

⑴閲覧は公益性が認められる場合に限定されました。

⑵閲覧した情報の利用目的、管理責任等を明らかにする必要があります。

⑶偽りその他不正な手段による閲覧や目的外利用に対する制裁措置が強化されました。

◆市民課 田（☎460－9820）

■来庁者の本人確認を実施

各種届け出などの受付事務は、個人情報の保護を図り、住民記録の管理を適正に行う必要があります。

市民課および各出張所では、各種届け出・各種証明書の請求時に、来庁者の本人確認を実施しています。

お持ちいただく本人確認書類は、運転免許証や旅券、住民基本台帳カード（写真付き）などの官公署が発行した顔写真付きであれば１点。健康保険証や年金手帳、学生証などであれば２点以上必要です。

◆市民課 田（☎460－9820）
保（☎438－4020）

■代理人による届け出

代理人による届け出や証明書の請求については、委任状が必ず必要になります。委任者本人の自筆で、次の事項を記載してください。

①代理人の住所・氏名・生年月日

②委任事項

③委任する日

④委任者本人の住所、署名、捺印（印鑑登録の場合は、登録する印鑑を押印してください）。

◆市民課 田（☎460－9820）
保（☎438－4020）

福　祉

■ＮＨＫ放送受信料の免除申請を受付

対【全額免除】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳のいずれかを所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合。

【半額免除】①視覚・聴覚の障害者手帳所持者が世帯主（かつ受信契約者）の場合。②重度の障害者（身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神障害者手帳１級）が世帯主（かつ受信契約者）の場合。

申障害福祉課（両庁舎１階）で免除事由の証明を受け、ＮＨＫに提出してください。ＮＨＫが免除の決定をし、通知します。

◆障害福祉課 保（☎438－4035）

子育て

■平成21年度一時保育事業の利用登録

保護者の就労、社会活動への参加、育児疲れのリフレッシュ、疾病などさまざまな理由で、保育が必要となったとき、一時的に保育園で児童をお預りします。利用するには、登録が必要です。

対市内在住の満１歳から就学前の児童で一時的に保育を必要とする方

※障害のある小学１～４年生までの児童で一時的に保育を必要とする場合は、午後の時間、一時保育を行います（西原保育園のみ）。

□実施保育園・定員

◎西原保育園・10人以内

◎ほうやちょう保育園・６人以内

◎しもほうや保育園・６人以内（社会福祉法人至誠学舎東京運営）

◎みどり保育園・６人以内（社会福祉法人たつの子の会運営）

◎田無保育園・６人以内（社会福祉法人大誠会運営）

□利用方法　保育課（田無庁舎１階）、一時保育実施保育園にある一時保育利用登録申請書にて登録をしてください。平成20年度以前に登録されている方も再登録が必要です。登録受付後、登録通知書を送付します。一時保育を利用する場合は、登録承認後、直接実施保育園へ。

□予約方法　利用する月の前月の１日午前10時から各保育園に電話予約（１日が土・日曜日、祝日の場合には、その月の最初の平日開所日が受付日となります）

□利用日数　利用日数は週３日以内（それぞれの保育園を利用される場合でもあわせて３日以内です）。

□保育時間　月～金曜日
午前８時30分～午後５時

¥【４時間以内】1,200円／回
【４時間超過】2,400円／回
【昼食】200円／日
【おやつ】150円／日

問西原保育園（☎461－9063）
ほうやちょう保育園（☎465－1380）
しもほうや保育園（☎421－6468）
みどり保育園（☎462－4200）
田無保育園（☎461－4419）

◆保育課 田（☎460－9842）

環　境

■「家庭用省エネナビ」の貸し出し

省エネの難しさ、そして楽しさを実感できる「省エネナビ」を貸し出します。家庭の分電盤に取り付け、日、週、月単位の電気使用量、二酸化炭素などが表示できます。

□貸出期間　４か月以内

□台数　５台（先着順）

申８月20日㈭からエコプラザ西東京（☎421－8585）へ電話

※貸出終了後に省エネ行動報告書を提出していただきます。

◆環境保全課（☎438－4042）

ご存知ですか？情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の運用状況を報告します。

Ｑ　情報公開制度とは？

情報公開制度は、市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

情報公開制度による公文書の開示請求は、どなたでもすることができます。

Ｑ　個人情報保護制度とは？

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

Ｑ　開示請求をするときは？

①公開の対象となる文書

市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものが公開の対象となります。

②文書の公開を求めることができる方

情報公開制度による開示請求は、市内に在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方などがすることができます（それ以外の方であっても任意的開示請求をすることができます）。

個人情報保護制度による開示請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。

③開示請求の方法

情報公開コーナーにある請求書または任意の用紙に必要事項を記載し、提出してください。請求書は、市HPからのダウンロードが可能です。

また、情報公開制度による公文書の開示請求は、市HP（公文書検索システム）から文書を検索したうえで行うこともできます。

④開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内（30日を限度に延長する場合あり）に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

⑤救済の手続き

決定に不服があるときは、一定の期間内であれば異議申立てをすることができます。この異議申立ては、内容によって西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、開示・不開示を決定します。

また、決定について処分取消しの訴えを提起することもできます。

❖平成20年度の実施状況

■情報公開制度の運用状況

公文書開示請求等件数	合計49件 【内訳】 全部開示決定19件 一部開示決定25件 不開示決定５件
異議申立て件数	２件

■個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計2779件 【内訳】 全部開示決定2776件 不存在３件
自己情報訂正等の請求件数	合計１件 【内訳】 目的外利用等の中止請求１件
異議申立て件数	０件

❖情報公開コーナー（両庁舎１階）

市で発行する資料をご覧いただけます。

□利用時間　月～金曜日午前８時30分～午後５時（祝日を除く）

❖公文書検索システム

市が保有する公文書の検索や情報公開制度による開示請求を市HPからすることができます。また、希望の方には、開示文書を自宅のパソコンで閲覧することもできます（詳しくは、市HPをご覧ください）。

◆総務法規課 田（☎460－9811）

凡例　時日時　場場所　内内容　対対象　定定員　講講師　¥料金　持持ち物　締締切　申申し込み　問問い合わせ　HPホームページ　FAXファックス　✉メール　田田無庁舎　保保谷庁舎